

【支給について】

毎月、月末で受付けを締め切り、翌月マツダ㈱に支給します。
(出産育児一時金請求書の中で、受領を事業所に委任していただいています。)
事業所から給与支給と同時に、「加算金」扱いで支払われます。

【多胎出産の場合】

出生児1名につき、1枚の請求書が必要です。

【死産の場合】

妊娠4ヶ月(85日)以上であれば支給の対象となります。
医師の証明を受けてください。

【資格喪失後の請求】

被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者(任意継続期間を除く。)であった方で、その資格を喪失した後6ヶ月以内の分娩の場合、以前加入していた保険者に「出産育児一時金」を請求することができます。
ただし、現在加入の保険者かどちらか一方への請求となります。
※相手先保険者に「出産育児一時金給付済通知」をお送りしますので、ご了承ください。

【問合わせ先】

マツダ健康保険組合

〒734-0064 広島市南区小磯町1番1号
TEL 外線:(082)287-4644 内線:22864

- 被保険者証の記号番号に代えてマイナンバー(個人番号)により申請することも可能です。
その場合は、次の備考欄へマイナンバーを記載していただくとともに、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。

備考欄	
-----	--